

事 務 連 絡
令和7年1月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

次回の貸切バスの運賃・料金の見直しについて（依頼）

令和5年6月に開催された第10回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合（以下「貸切バス運賃・料金WG」という。）における検討を踏まえ、令和5年8月に、貸切バス事業者が深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組みを着実に実施できるようにするために、基準額のみを公示する方法に見直すとともに、社会経済状況にあわせて基準額の引き上げを行ったところです。

また、貸切バス運賃・料金WGにおいては、新型コロナ後の需要回復状況や、令和6年4月から適用開始となった新改善基準告示への対応状況を運賃・料金に反映させる必要があることから、令和6年度の原価を対象に、令和7年秋頃に公示運賃の見直しを行うこととされました。

公示運賃の見直しにあたっては、貸切バスの利用者への事前周知が重要となることから、特に年間で行事が計画・実施され、運賃・料金の見直しの影響が大きいと想定される学校等に対しては前広に周知いただくとともに、その他の貸切バスの利用者に対しても機会を捉えて周知いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な運賃・料金の水準や経過措置等につきましては、今後開催される貸切バス運賃・料金WGでの検討結果や貸切バス事業者の原価調査を踏まえた査定作業が完了した後、速やかに公表いたします。

以上につきまして、貴協会会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。